

## 会長からのメッセージ

(令和8年度10月)

10月1日より「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を共通助成テーマに、全国一斉に共同募金運動が実施されます。

先行きが不透明なわが国の経済情勢の下、私たち一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域社会を基盤とした地域福祉の推進がますます重要となっています。この共同募金は財政面から地域福祉を支える重要な役割を担い、募金の一部は、大規模災害時に災害ボランティアセンター等を支援するための準備金として積み立てられ、被災地支援の財源としても活用されています。

本会としましては、運動の趣旨に賛同し、共同募金運動を実施してまいります。

皆様の温かいご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、本会ではカスタマーハラスメントに対する基本方針及び求職者に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針を策定しました。市民の皆さまに質の高い福祉サービスを提供するため、職員が安心して業務を遂行できる職場環境を確保します。さらに、求職者等が安心して求職活動を行うことができる環境と公正かつ透明性の高い採用選考を確保することに努めてまいります。

皆さまには、引き続きご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

北名古屋市社会福祉協議会  
北名古屋市共同募金委員会  
会 長 竹 谷 久美子

## カスタマーハラスメントに対する基本方針

### 1 目 的

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、「支えあい・笑顔で暮らすまちづくり」をスローガンに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりの実現を目指しています。

そのためには、市民や関係機関の皆さまとの相互理解や信頼、協力関係を構築するとともに、本会職員が安心して職務に専念できる環境を確保することが必要となります。

本会は、市民の皆さまに質の高い福祉サービスを提供するため、カスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）に対し、組織として毅然と対応するにあたり、この基本方針を策定しました。

### 2 本会におけるカスハラの定義

「カスハラ」とは、本会職員に対し、社会通念上許容される範囲を超えた言動により、職員の就業環境が害されるものをいう。

### 3 カスハラにおける代表的な行為類型

- (1) 身体的、精神的な攻撃（暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言等）や威圧的な態度
- (2) セクシュアルハラスメント行為（性的な言動）
- (3) 継続的、執拗な言動（電話や電子メール等を含む。）
- (4) 強要（謝罪、土下座、金銭の要求等）
- (5) 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁等）
- (6) 差別的な言動
- (7) 職員の個人情報（写真、音声、動画等）の取得、SNS、Web等への投稿・公開
- (8) 不合理又は過剰なサービス提供の要求

### 4 カスハラへの対応

カスハラが疑われる言動があった場合には、合理的及び理性的な話し合いを求め、組織として事実確認を行います。

説明責任を果たした上で、ご理解いただけない場合や、カスハラに該当すると判断した場合には、対応をお断りさせていただき、退去命令、事案によっては外部の専門機関（警察、弁護士等）と連携し厳正に対処します。

## 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

### 1 目 的

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、採用選考過程における求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）を防止し、安心して求職活動を行うことができる環境と、公正かつ透明性の高い採用選考を確保するため、この基本方針を策定する。

### 2 本指針における定義

- (1) 「求職者等」とは、本会への採用を希望し応募した者、面接等に参加する者、インターンシップ参加者及び実習生、その他採用選考に関連して接触する者をいう。
- (2) 「セクハラ」とは、求職者等の意に反する性的な言動により、当該者の就職機会を不当に阻害し、または不快・不安等の精神的苦痛を与える行為をいう。

### 3 対象となる行為

- (1) 身体的特徴、容姿、服装等に関する不適切な発言
- (2) 恋愛・性的経験等の私的領域に踏み込む質問
- (3) 不必要な身体接触
- (4) 個人のSNSやメール等を利用した執拗な私的接触の要求
- (5) 性的冗談、性的に不快感を与える言動
- (6) その他、求職者等の人格や尊厳を侵害する言動

### 4 求職者等に関わる職員の責務等

- (1) 求職者等に関わる職員は、セクハラ防止の重要性を認識し、公正かつ適正な採用活動を行わなければならない。
- (2) 求職者等に対してセクハラを行った職員は、就業規則等に基づき厳正に対処する。

### 5 相談対応及びプライバシーの保護

本会は、求職者等からの相談・苦情を受け付ける窓口を設置し、セクハラに関する相談等があった場合には、事実関係を確認の上、適切かつ迅速に対応する。

また、相談者及び事実関係の確認に協力した者のプライバシーは、厳重に保護し、秘密を厳守する。

#### 6 不利益取扱いの禁止

相談の申出、性的な言動に対する拒否や抗議を理由として、求職者等に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

#### 7 再発防止

本会は、セクハラの未然防止及び再発防止のため、求職者等に関わる職員に本指針を周知し、必要な研修等を実施する。